

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害速報)

No. 110 リニューアル商品に含まれた卵によるアナフィラキシーショック

事例	基本情報	年齢：11歳11か月 性別：女児 体重：32 kg 身長：150 cm
	家族構成	両親、兄1名、姉2名、弟2名
	発達・既往歴	発達発育は正常。 3歳3か月時、タマゴボーロ負荷試験でアナフィラキシーを発症し、ステロイド静注、アドレナリン筋注などを要した。 6歳時、食後2時間半ごろに全身発疹と喘鳴が出現し、ステロイド静注を受けた（この時食事にマヨネーズが混じっていた）。 その他、小児喘息、アトピー性皮膚炎があるが、いずれも今回受診時は加療なし。 発症前にはアドレナリン自己注射薬を持っていなかった。
臨床診断名		卵によるアナフィラキシーショック
医療費		入院 159,120円 外来 7,290円
原因対象	対象名称	ハム
	入手経路 使用状況	スーパーにて購入、調理して摂食した
発生状況	発生場所	自宅
	周囲の人 周囲の環境	本児は両親とともに自宅食卓にてハムサンドイッチを食した。 同サンドイッチは母親が調理したものであった。
	発生年月日	2021年4月X日（土）午後0時35分
	発生時の 詳しい様子 受診までの経緯	母親は全卵除去食で対応していた。A食品会社のハムは卵を含まないことが明記されていたため、以前から母親はそのハムを購入していた。発生当日、いつものように調理したサンドイッチを口にした本児は食後5分程度で口唇の違和感を訴えた。両親が確認すると口唇が腫脹していた。母親が食品包装の表記を確認すると、製造工程がリニューアルされ卵白が含まれていた。アレルギーを疑った両親に連れられて、食後30分程度で医療機関を受診した。
医療機関受診時以降の治療経過 転帰		午後1時05分（食後30分後）来院時、血圧120/60 mmHg、心拍数105回/分、意識は清明であった。眼瞼浮腫はなく口唇の軽度腫脹、左前胸部に呼気性喘鳴をみとめた。数分後膨疹が後頸部を中心に出現、腹痛を訴えアナフィラキシーと判断、午後1時15分にアドレナリン0.3 mgを左大腿外側筋注した。直後から眼瞼浮腫・全身の膨疹は改善傾向となった。しかし午後1時55分に心拍数140回/分と上昇し、午後2時15分に口渴を訴え、眼瞼浮腫と膨疹が再度強まってきた。顔色蒼白となり橈骨動脈圧触知が弱く再測定した収縮期血圧は50~70 mmHgとなり補液するとともに2回目のアドレナリン筋注を行い一般病棟に入院した。午後4時30分に嘔吐および血圧低下を認めたため、3回目のアドレナリンの筋注を行いICUに転棟した。その後は落ち着いており、翌日には軽度の眼瞼浮腫を残すのみで全身状態良好のため経口摂取を再開した。経過良好のため発症3日目に退院した。退院後外来で、アドレナリン自己注射薬を処方した。
キーワード		卵によるアナフィラキシーショック、リニューアル商品、表記

【こどもの生活環境委員会からのコメント】

- ・アナフィラキシーとは「アレルゲン等の侵入により、複数臓器に全身性にアレルギー症状が惹起され、生命に危機を与える過敏反応」をいい、「アナフィラキシーに血圧低下や意識障害を伴う場合」を、アナフィラキシーショックという¹⁾。アナフィラキシーはさまざまな原因で起こることがあるが、最も多く見られる誘因は食物、刺咬昆虫（ハチ、アリ）の毒、薬剤である。食物の種類では、欧米ではナッツ類が多く、日本では鶏卵、乳製品、小麦、ソバなどが多い¹⁾。
- ・平成26年度の東京都健康安全研究センターからの報告では、食物アレルギーと診断された3歳児564人のうち25.2%が誤食でアレルギー症状を呈したことがあり、誤食の起きた場所は自宅69%と最多で、外食先33.8%、親戚・友人宅22.5%、保育施設7%と続いていた²⁾。自宅での誤食理由としては、調理中に誤って混入した、子どもが誤って食べてしまった等以外にアレルギー表示を確認しなかった、見落とし、表示が誤っていた等のアレルギー表示に関わるものも多く認められた²⁾。
- ・本症例では、普段からよく購入していた商品が、リニューアルに伴い新しくアレルギー物質が含まれていたが、それに気づかず摂取し、重篤なアレルギー症状が出現した。当該商品の包装を確認すると、含有

アレルギー物質が表記してあり、リニューアルに伴いアレルギー物質に変更があったことや具体的な追加アレルギー物質も記載があった。しかし普段からよく購入している商品であれば、毎回注意深く表記を確認せずに購入することが多いと思われる。当該商品は前述したような対策がとられていたが、色調は黒白で、一文字の大きさが2×2 mmと小さく、目立たない印象であった。そこで、食品会社に直接連絡をとり、「リニューアル商品でアナフィラキシー事例が発生したこと、そして一目でアレルギー物質に変更があったことに気づけるような食品表示への変更をお願いいたします」と伝えた。会社からは、「今後このようなリニューアルを行う際には、目に留まりやすい文字サイズや色調・デザインで記載することを検討します」との返事があった。同様の様な症例が発生しないためにも早急な対応を期待している。

- ・ 現在、アレルゲンに関する食品表示は、平成25年6月に消費者庁により制定された食品表示法に基づいており、平成27年3月に具体的な食品表示基準が交付され同年4月から施行されている。
- ・ 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになったもののうち特に発症数・重篤度を勘案し表示の必要性が高い食品を「特定原材料」といい「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）」の7項目が設定され、表示が義務づけられている。また、アレルギー症状を引き起こすことが明らかな食品のうち症例数や重篤な症状を呈するものの数が相当数みられるが「特定原材料」に比べると少ないものを「特定原材料に準ずるもの」と設定し、アーモンド、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナなどの21項目は可能な限り表示が推奨されている。容器包装に入れないで販売される場合や外食での食品には特定原材料の表示義務が課されていないため注意が必要である³⁾。
- ・ 消費者庁ホームページの食品表示法等（法令及び一元化情報）の食品表示基準に関わる通知・Q & Aの別添アレルゲン関係の資料の中に、表示すべき具体的な特定原材料等の範囲や表示方法について細かい記載がある。表示の際の留意事項として、特定原材料等に関わる表示の視認性を高めアレルギー疾患を有するものに対する情報提供を促すため、製造者が表記の文字の色や大きさを変えたり、一括表示の外に別途強調表示する等の任意的な取り組みが推奨されている³⁾。今回のケースでは食品表示基準に基づいて正しく記載がなされていたが、継続販売中に原材料の変更があり特定原材料等が新たに含有された今回のような場合は特に、視認性を高めるために別途強調して表示するなどの工夫がより望ましいと考えられる。

〈参考文献〉

- 1) Anaphylaxis 対策特別委員会. アナフィラキシーガイドライン. 一般社団法人 日本アレルギー学会
- 2) 東京都健康安全研究センター. “アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（平成26年度）報告書”. http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/c_naiyou/ (参照 2021-9-29)
- 3) “食品表示法等（法令及び一元化情報）”. “食品表示基準について. 別添アレルゲン関係”. 消費者庁ウェブサイト. https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200720_01.pdf (参照 2021-9-29)